

平成15年8月26日

企業会計基準委員会 御中

減損会計基準の適用に関する意見書

社団法人 不動産証券化協会
専務理事 事務局長 巻島 一郎

標記の件について、下記の意見を取りまとめましたので、ご配慮いただきますよう宜しくお願い申し上げます。なお、当協会は、不動産の証券化を推進するために税制改正要望や法制度改善の提言等を行っている社団法人です。

記

1. 当協会の要望

- ・ 投資法人等（投資法人、特定投資信託、特定目的会社、特定目的信託）が、減損の処理を行う場合、税務上、損金計上できるように、貴委員会におかれましても、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

2. 要望理由

- ・ 投資法人等（投資法人、特定投資信託、特定目的会社、特定目的信託）は、配当可能額の90%超の金銭の分配を行うといった要件を満たした場合、支払い配当損金算入措置が認められ、税制上導管的な取扱いがなされております。このような税制上の導管性（パススルー性）によって、投資家に安定的な配当ができるしくみが形成されております。しかしながら、投資法人等が減損を計上する必要がある場合、会計上評価減を行っても税務上何らそれを反映しないと、会計と税務において所得の乖離が生じ、配当可能額の90%超の金銭の分配を行うことができなくなる可能性があります。この場合、導管性要件を満たさなくなるため、投資法人等の投資家への安定的な配当がおびやかされてしまいます。

以上